

○厚生労働省告示第百七十一号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十三条第二項の規定に基づき、平成二十九年四月一日前に退職した被共済者であつて平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成二十九年四月一日以後平成三十年四月一日前に退職した被共済者であつて平成三十年八月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものと及び平成三十年四月一日以後平成三十一年四月一日前に退職した被共済者であつて平成三十一年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年一パーセントとする。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信